

## 福島県中小企業株式上場支援事業業務委託契約書（案）

委託業務の名称 福島県中小企業株式上場支援事業業務委託  
委託料 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)  
委託期間 着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

上記委託業務について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者 「 」 （以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

### （委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、当初の履行期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

### （委託料の額）

第2条 甲は、乙に対し、委託料の範囲内において、委託業務の実施に必要な経費を負担するものとし、経費の内訳は別表1のとおりとする。

### （委託料の支払）

第3条 乙は、この契約にかかる経費については、第14条の規定に基づく額の確定を受けた後、様式第1による支払請求書により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、乙に対して確定した額を支払うものとする。

### （概算払い）

第4条 乙は、前条の規定にかかわらず、必要がある場合には、その所要額を計算し、様式第2による支払請求書により甲に対し概算払を請求することができる。

2 甲は、前項による乙からの請求が適当であると認めたときは、支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払いを行うものとする。

### （委託料の経理）

第5条 乙は、支払いを受けた委託料については、他の事業と明確に区分し経理をしなければならない。

### （権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

### （一括再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲

の承諾を得なければならない。

- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (契約保証金)

第 8 条 契約保証金は福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 229 条第 1 項第 16 号の規定により納付を免除する。

#### (委託業務に関する指示)

第 9 条 甲は、乙に対し、委託業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は当該指示に従わなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について報告を求め、又はこれらについて検査をすることができる。

#### (事故報告)

第 10 条 乙は、この契約の締結後、事情の変更により委託業務の遂行が困難となったときは、遅滞無く甲に対し、様式第 3 による事故報告書を提出し、その指示を受けなければならない。

#### (計画変更等)

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 により計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他不可抗力又は突発的な社会的重大事故等の発生に伴う委託業務の内容変更については、乙の責任において緊急措置をとり、事後速やかに変更の理由、内容等について甲に通知するものとする。

- (1) 仕様書を変更しようとするとき。
- (2) 別表 1 の各項目相互間において委託契約額のいずれか低い方の額の 20 パーセントを超えて流用しようとするとき。
- (3) 委託業務を解除しようとするとき。

#### (事情の変更による契約の取消等)

第 12 条 甲は、この契約締結後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この契約の全部もしくは一部を取消し、またはその内容を変更することができるものとする。

#### (実績報告書)

第 13 条 乙は、委託業務完了の日（第 11 条の規定により委託業務の廃止の承認を受けた場合は、その承認日。）に業務完了届を甲に提出するとともに、業務完了届提出日の 10 日以内に、様式第 5 による実績報告書及び様式第 6 による収支決算報告書、並びに仕様書の定めにより成果報告書を作成し、甲に提出するものとする。

#### (委託金の確定)

第 14 条 甲は、前条の規定により提出された実績報告書の内容について、その成果が契約に適合するかの検査を行い、適合すると認めるときは、委託業務の実施に要した経費の証憑、帳簿等の調査により支払うべき委託金の額を確定し、これを乙に通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務に要する経費にかかる適正な支出額と委託金額のいずれか低い額とする。

(過払金の返納)

第 15 条 乙は、前条の確定額を超えて委託業務の経費の支払を受けているときは、甲の発行する納入通知書により、当該超過額を甲に返納しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 16 条 乙は、委託業務に関する帳簿、その他の書類をその完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(契約の解除等)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に違反したと認めるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 契約の相手方が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 3 契約の相手方が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 4 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合において委託金を支払っているときは、その全部または一部を期限を定めて返還させることができるものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1に相当する金額を請求することができる。また、契約解除により甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなすものとする。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(財産の管理)

- 第 19 条 乙は、この契約に定める条件に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務の実施にあたらなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施により取得した財産については、委託業務完了後または廃止後においても善良な管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときはその指示に従って処分しなければならない。
- 3 乙は、取得財産について様式第 7 による取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示ある場合のほかは、委託業務完了後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出し、必要な場合は、処分に関して指示を受けるものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第 20 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない

(その他)

- 第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

- 第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福島市杉妻町 2 番 1 6 号  
福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

(様式第1)

年 月 日

福島県知事様

所在地  
名称  
代表者役職氏名

福島県中小企業株式上場支援事業業務委託の実施にかかる委託金精算払請求書

上記の委託金を下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び名義

(様式第2)

年 月 日

福島県知事様

所在地  
名称  
代表者役職氏名

福島県中小企業株式上場支援事業業務委託の実施にかかる委託金概算払請求書

上記の委託金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 請求金額の内訳

項目	受託金額 (円)	今回請求額 (円)
1		
2		
3		
4		
合計		

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び名義

(様式第3)

年 月 日

福島県知事様

所在地  
名称  
代表者役職氏名

福島県中小企業株式上場支援事業業務委託の実施にかかる事故報告書

上記の委託業務について事故が生じたので、福島県中小企業株式上場支援事業業務委託契約書第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 受託年月日及び金額
- 2 事故の内容
- 3 事故に対してとった措置
- 4 業務の遂行と完了日の予定
- 5 事故が業務に及ぼす影響

(様式第4)

年 月 日

福島県知事様

所在地  
名称  
代表者役職氏名

福島県中小企業株式上場支援事業業務委託の実施にかかる計画変更承認申請書

上記の委託業務について実施計画を変更したいので、福島県中小企業株式上場支援事業業務委託契約書第11条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 受託年月日及び金額
- 2 業務の進捗状況
- 3 計画変更の内容（理由）
- 4 計画変更が業務に及ぼす影響
- 5 計画変更後の経費の配分（新旧対比のこと）

（注）中止または廃止の場合は、中止または廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

(様式第5)

年 月 日

福島県知事様

所在地  
名称  
代表者役職氏名

福島県中小企業株式上場支援事業業務委託の実施にかかる実績報告書

上記の委託業務について、福島県中小企業株式上場支援事業業務委託契約書第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 受託年月日及び金額
- 2 受託した委託業務の概要
- 3 委託業務に要した経費  
支出総額

<総括表>

(単位：円)

委託契約額	支出実績額	概算払金額	受けるべき委託金の額

(様式第6)

年 月 日

福島県知事様

所在地  
名称  
代表者役職氏名

福島県中小企業株式上場支援事業業務委託の実施にかかる収支決算報告書

上記の委託業務について、福島県中小企業株式上場支援事業業務委託契約書第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

項	目	受託金額(円)	流用額(円)	使用済額(円)	過不足額(円)
1					
2					
3					
4					
	合 計				

(様式第7)

取得財産管理台帳  
取得財産明細表

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

(注)

- 1 この様式は管理台帳、明細表両表とし、いずれかを表示すること。
- 2 区分は、(イ)事務用備品 (ロ)事業用備品 (ハ)書籍、資料、図書類 (ニ)無体財産権 (ホ)その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。